

コンサルテ リハビリデイ指定通所介護及び介護予防通所介護相当サービス

運 営 規 程

(事業の目的)

第1条 株式会社フィルマ・コンサルテ (以下「事業者」という。)が設置する、コンサルテ リハビリデイ (以下「事業所」という。)において実施する指定通所介護〔介護予防通所介護相当サービス〕事業 (以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、事業所の生活相談員及び介護職員、機能訓練指導員、看護職員 (以下「通所介護従業者」という。)が、要介護状態〔要支援状態〕の利用者に対し、適切な通所介護〔介護予防通所介護相当サービス〕を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 通所介護の提供にあたって、要介護状態の利用者に可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう生活機能の維持又は向上を目指し、さらに利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びにその家族の身体的、精神的負担の軽減を図るために、必要な日常生活上の世話及び機能訓練等の介護その他必要な援助を行う。

介護予防通所介護相当サービスの提供にあたって、要支援状態の利用者に可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、要支援者の心身機能の回復を図り、もって要支援者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。

- 2 利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止又は要介護状態となることの予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行うものとする。
- 3 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。
- 4 事業の実施にあたっては、利用者の所在する市町村、居宅介護 (介護予防) 支援事業者、地域包括支援センター、他の居宅 (介護予防) サービス事業者、保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。
- 5 通所介護〔介護予防通所介護相当サービス〕の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対し適切な指導を行うとともに、居宅介護 (介護予防) 支援事業者へ情報の提供を行う。
- 6 前5項のほか、「天津市介護保険法に基づく指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例」、「天津市介護予防訪問介護相当サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに介護予防訪問介護相当サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める要綱」に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。

(事業の運営)

第3条 指定通所介護〔介護予防通所介護相当サービス〕の提供にあたっては、事業所の従業員によつてのみ行うものとし、第三者への委託は行わないものとする。

(事業所の名称等)

第4条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 コンソルテ リハビリデイ
- (2) 所在地 滋賀県大津市大江1丁目3番15号

(従業者の職種、員数及び職務の内容)

第5条 事業所における従業者の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名
管理者は、通所介護従業者及び業務の実施状況の把握その他業務の管理を一元的に行うとともに、法令等において規程されている通所介護〔介護予防通所介護相当サービス〕の実施に関し、事業所の通所介護従業者に対し厳守すべき事項についての指揮命令を行う。
- (2) 通所介護従業者
生活相談員 1名以上

介護職員	4名以上
機能訓練指導員	2名以上
看護職員	1名以上

通所介護従業者は、通所介護〔介護予防通所介護相当サービス〕の業務に当たる。生活相談員は、通所介護（介護予防通所介護相当サービス）計画に基づき、利用者の心身の状況を的確に把握し、その利用者が有する能力に応じた日常生活を営むことができるよう生活指導及び介護に関する相談、援助を行う。また他の通所介護従業者と協力して通所介護計画（介護予防通所介護相当サービス計画）を作成し、交付する。機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練指導、助言を行う。看護職員は健康管理、機能訓練補助を行う。介護職員は、水分補給、排泄介助等の介護を行う。

（営業日及び営業時間等）

第6条 事業所の営業日、営業時間及びサービス提供時間は、次のとおりとする。

- (ア) 営業日 月曜日から金曜日までとする。
ただし、12/30～1/3 までを除く
- (イ) 営業時間 8時30分から17時30分までとする。
- (ウ) サービス提供時間 9時00分から12時15分までとする。(1単位目)
13時30分から16時45分までとする。(2単位目)

（通所介護〔介護予防通所介護相当サービス〕の利用定員）

第7条 事業所の利用定員は、以下のとおりとする。

- 1単位目 30名 2単位目 30名

（通所介護〔介護予防通所介護相当サービス〕の内容）

第8条 通所介護〔介護予防通所介護相当サービス〕の内容は、次に掲げるもののうち必要と認められるサービスを行うものとする。

- ① 通所介護計画（介護予防通所介護相当サービス計画）の作成
- ② 生活指導（相談・援助等）
- ③ 排泄介助
- ④ 機能訓練
- ⑤ 健康チェック
- ⑥ 送迎
- ⑦ 栄養改善サービス
- ⑧ 個別機能訓練（通所介護）
- ⑨ 口腔機能向上サービス
- ⑩ その他日常生活上の世話（支援）

（利用料等）

第9条 通所介護を提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とし、当該通所介護が法定代理受領サービスであるときは、介護保険負担割合証に記載された割合の額の支払いを受けるものとする。なお、法定代理受領以外利用料については、「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準」（平成12年2月10日厚生省告示第19号）によるものとする。

2 介護予防通所介護相当サービスを提供した場合の利用額は、大津市長が定める額とし、当該介護予防通所介護相当サービスが法定代理受領サービスであるときは、介護保険負担割合証に記載された割合の額とする。

なお、法定代理受領以外利用料については、大津市長が定める額と同等の額とする。

3 次条に定める通常の事業の実施地域を越えて送迎を行った場合は、交通費は徴収しない。

4 おむつ代については、1枚あたり100円を徴収する。

5 おやつ代については、1回100円を徴収する。

6 その他、通所介護〔介護予防通所介護相当サービス〕において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められる費用については日常生活費として実費を徴収する。

7 前項の利用料等の支払いを受けたときは、利用料とその他の利用料とその他の費用（個別

の費用ごとに区分)について記載した領収証を交付する。

- 8 通所介護〔介護予防通所介護相当サービス〕の提供の開始し際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、利用料並びにその他の利用料の内容及び金額に関し事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)受けることとする。
- 9 費用を変更する場合には、変更する1カ月前までに、前項と同様に利用者又はその家族に対し事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けることとする。
- 10 法定代理受領サービスに該当しない通所介護〔介護予防通所介護相当サービス〕に係る利用料の支払いを受けた場合は、提供した通所介護〔介護予防通所介護相当サービス〕の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付する。

(通常の事業の実施地域)

第10条 通常の事業の実施地域は、大津市のうち大津市瀬田地域包括支援センター担当地域、大津市瀬田第二地域包括支援センター担当地域、大津市膳所地域包括支援センター担当地域、大津市晴嵐地域包括支援センター担当地域、大津市南地域包括支援センター担当地域、大津市南第二地域包括支援センター担当地域

(衛生管理等)

- 第11条 利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講じるものとする。
- 2 事業所において感染症の発生及びまん延の防止の為次号に掲げる措置を講じるとともに、必要に応じ保健所の助言、指導を求めるものとする。
 - (1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことが出来るものとする)をおおむね6月に1回以上開催するとともにその結果について、従業者に周知徹底を図る。
 - (2) 事業所におけるまん延の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
 - (3) 事業所において、従業者に対し感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

(サービス利用に当たっての留意事項)

- 第12条 利用者は通所介護〔介護予防通所介護相当サービス〕の提供を受ける際に、利用者及びその家族が留意すべき事項は次の通りとする。
 - (1) 利用者が機能訓練室を利用する際には、従業者の支援のもとで利用すること。
 - (2) 利用者の体調によっては機能訓練等中止しする場合があること
 - (3) 利用者及びその家族は、医師の診断や日常生活上の留意事項、利用当日の健康状態を従業者に連絡し、心身の状況に応じた利用を心掛けること
 - (4) 利用者及びその家族は、他の利用者及び従業者に対して、宗教活動や営利を目的とした勧誘、暴力・暴言等を行ってはならない

(緊急時における対応方法)

- 第13条 従業者は、通所介護〔介護予防通所介護相当サービス〕の提供を行っているときに利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講じるとともに、管理者に報告する。主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講じるものとする。
- 2 事業者は、利用者に対する通所介護〔介護予防通所介護相当サービス〕の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護(介護予防)支援事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。
- 3 事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。
- 4 事業者は、利用者に対する通所介護〔介護予防通所介護相当サービス〕の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

(非常災害対策)

第14条 非常災害に備えて、消防計画、風水害、地震等の災害に対処するための計画を作成し、防火管理者または火気・消防等についての責任者を定め、年2回定期的に避難、救出そ

の他必要な訓練を行うものとする。

- 2 非常災害等の発生の際にその事業を継続することができるよう、他の社会福祉施設と連携し、協力することができる体制を構築するよう努めなければならない。

(苦情処理)

第15条 通所介護〔介護予防通所介護相当サービス〕の提供に係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、窓口を設置する等の必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業者は、提供した通所介護〔介護予防通所介護相当サービス〕に関し、介護保険法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 3 事業者は、提供した通所介護〔介護予防通所介護相当サービス〕に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

(個人情報保護)

第16条 事業者は、利用者及びその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を厳守し適切な取扱いに努めるものとする。

- 2 事業者が得た利用者及びその家族の個人情報については、事業者での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者及び家族の了解を得るものとする。

(人権擁護・虐待防止に関する事項)

第17条 事業者は利用者の人権の擁護・虐待の防止等のため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことが出来るものとする）を定期的開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
 - (2) 虐待を防止するための指針整備
 - (3) 虐待を防止するための定期的な研修の実施。
 - (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置
- 2 事業者は、通所介護等の提供中に、当該事業所従事者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(暴力団排除に関する条項)

第18条 事業所を運営する当該法人の役員及び通所介護（介護予防通所介護相当サービス）事業所の管理者その他の従業者は、暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。次項において同じ。）であってはならない。

- 2 事業所は、その運営について、暴力団員の支配をうけてはならない。

(業務継続計画の策定)

第19条 事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する通所介護等の提供を継続的に実施するため及び非常時の体制で早期の業務再開をはかるための計画（以下「業務継続計画」という）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な策を講じるものとする。

- 2 事業者は、従業者に対し業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を実施するものとする。
- 3 事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(その他運営に関する留意事項)

第20条 事業者は、すべての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介

護保険法第 8 条第 2 項に規定する政令で定めるもの等の資格を有する者その他これに類するものを除く。) に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。また、従業員の資質向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、業務の執行体制についても検証、整備する。

- (1) 採用時研修 採用後 1 ヶ月以内
- (2) 継続研修 年 2 回

- 2 従業員は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 従業員であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業員との雇用契約の内容とする。
- 4 事業者は、適切な通所介護等の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。
- 5 事業者は、通所介護〔介護予防通所介護相当サービス〕に関する記録を整備し、その完結の日から 2 年間保存するものとする。
- 6 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は株式会社フィルム・コンサルテと事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

- この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。
- この規程は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。
- この規程は、令和 6 年 6 月 1 日から施行する。